

社会復帰促進等事業における主な新規・拡充（令和7年度概算要求）

【事業】

- 1 （事業番号 7）
＜労災疾病臨床研究事業費補助金事業＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 （事業番号 16）
＜安全衛生啓発指導等経費＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
・技能講習修了証明書発行等一元管理事業、第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ
- 3 （事業番号 17）
＜職業病予防対策の推進＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
・エックス線装置に係る放射線障害防止のための安全衛生教育推進支援事業
- 4 （事業番号 20）
＜職場における化学物質管理促進のための総合対策＞・・・・・・・・ P. 8
・呼吸用保護具の性能の確保のための買取試験、防毒マスク等の構造規格の見直しに向けた調査研究、危険有害性通知電子化・標準化等の補助金等
- 5 （事業番号 25）
＜職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費＞・・・・ P. 12
・ハラスメント事案解決のための伴走型支援事業
- 6 （事業番号 27）
＜第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進）＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
・高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金）
- 7 （事業番号 30）
＜自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等＞・・・・・・・・ P. 16
- 8 （事業番号 33）
＜外国人技能実習機構交付金＞・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18

9	(事業番号 34)		
		＜労働災害防止対策費補助金経費＞	P. 20
		・ 中小農業事業者の安全衛生活動支援事業、地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	
10	(事業番号 35)		
		＜産業医学振興経費＞	P. 24
		・ 産業保健に従事する保健師等研修事業	
11	(事業番号 39)		
		＜医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組＞	P. 26
12	(事業番号 41)		
		＜独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費＞	P. 28
13	(事業番号 43)		
		＜雇用労働相談センター設置・運営経費＞	P. 30
		・ 雇用労働相談センター設置事業（北海道センター（仮称）含む8センターの設置）	
14	(新規事業)		
		＜フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業＞	P. 32

		N.O. 1	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	7
事業名	労災疾病臨床研究事業費補助金事業 (個票番号7 労災疾病臨床研究事業費補助金事業)	令和6年度 予算額 992,837(千円)	令和7年度 予算要求額 1,052,794(千円)
担当係	安全衛生部計画課疾病調査研究補助金係		
事業の別	社会復帰促進事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第1号）		
実施主体	個人、民間団体等		
令和6年度の 事業概要	<p>労働者の健康に関する以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、公募等を通じて研究に必要な経費を補助するもの。</p> <p>①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等 ④労働者の社会復帰促進等に資する調査研究 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<p>本研究事業は、労働者の健康に関する課題に複数年度で実施するものであり、令和7年度は以下の研究を新たに実施する。</p> <p>（令和7年度から新たに実施する研究）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における工業用等エックス線装置の使用環境に関する調査研究 ・遅発性健康障害起因物質による健康影響に関する疫学研究 ・ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善に関する調査研究 ・架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の粉体を取り扱う労働者に発生した呼吸器疾患に関する研究 ・外傷性せき髄損傷に併発する疾病に関する疫学調査研究 ・保護手袋等保護具の性能に係る簡易測定法の開発 ・保護具に係る作業性の改善等に関する研究 ・労働安全衛生法における健康診断項目等に関する研究 ・中小零細事業場における治療と仕事の両立支援ツールの開発に関する研究 		
事業の必要性	<p>本研究事業は、多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等を研究課題として、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与するものである。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>上記研究の成果は、労働者の安全及び衛生の確保に寄与することから、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>一部の研究を除いた次年度開始分の一般公募型研究に充てる経費は前年比で減額している。</p>		
期待される 施策効果	<p>被災労働者の社会復帰の促進、保険給付の適切な実施の確保、労働者の安全及び衛生の確保に寄与する効果が期待される。</p>		
その他特記事項	—		

労災疾病臨床研究事業

令和7年度概算要求額 10.5億円 (9.9億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病については、新しい知見を見いだす必要があるため、労災疾病としての診断等における技術水準の向上を図ることができるよう、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化などに寄与する研究等について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1) 労災疾病臨床研究

- ・多くの労働現場で発生している疾病
- ・勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病
- ・今後、勤労者への健康影響が危惧される要因

早期の職場復帰の促進
労災認定の迅速・適正化等
に寄与する研究



(2) (1)のうち、指定型研究

- ① 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究
- ② 過労死等防止対策推進法に基づく調査研究
- ③ ウェアラブルデバイスにより得られたライフログデータの活用による産業保健活動の推進に関する研究
- ④ 労働安全衛生法における一般定期健康診断項目等に関する研究 (新規)
- ⑤ 治療と仕事の両立 (新規)

(3) 保護手袋等の保護具に係る研究開発

- ① 保護手袋等保護具の性能に係る簡易測定法の開発について
- ② 保護具に係る作業性の改善等に係る研究について



(参考) 予算の推移 (行政経費除く)

令和5年度予算額:	903,354千円	5課題新規採択
令和6年度予算額:	989,214千円	6課題新規採択
令和7年度概算要求額:	1,049,171千円	7課題新規採択予定

3 実施主体等

- 実施主体：原則として一般公募により募った研究者。※複数年度にわたり研究を行うことが可能。
- 実施方法：申請課題の採択、研究継続の可否、研究成果の評価については、外部有識者による評価委員会を設置し、専門的・学術的観点等から総合的な評価を行う。

		N O . 2	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	16
事業名	技能講習修了証明書発行等一元管理事業、第14次労働災害防止計画の適切なフォローアップ (個票番号16 安全衛生啓発指導等経費)	令和6年度 予算額 1,016,296(千円)	令和7年度 予算要求額 1,171,576(千円)
担当係	安全衛生部安全課業務班、計画課計画班、管理係、監督課		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局及び労働基準監督署、(1)②のみ富士通(株)		
令和6年度の 事業概要	<p>(1)①安全衛生意識の普及高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間、全国労働衛生週間等を実施する。</p> <p>②登録講習機関から原則3年後に引渡し等される技能講習修了者に係る情報を入力し、そのデータを一元的に管理するとともに、技能講習修了者本人の求めに応じて、技能講習を修了したことを証明する書面を発行する。</p> <p>(2)有害物質等有害要因を有する事業場に監督指導等を実施するとともに、災害原因を科学的に究明するため、労働者死傷病報告等に基づきその発生原因を多角的体系的に検討・調査する。</p> <p>(3)国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、安全衛生教育に従事する指導員の養成等を継続できるように、修繕等をする。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	技能講習修了証明書について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムとの連携を行う。 第14次労働災害防止計画に掲げる重点事項(施策)等に関する更なる取組促進のための説明会を行う。		
事業の必要性	労働者の安全と健康の確保のため、マイナポータルを活用した技能講習修了証明書の発行申請を行えるよう、国家資格等情報連携・活用システムとの連携に向けた改修対応を行い、一人ひとりのニーズに合った申請方法を提供する必要がある。 第14次労働災害防止計画に掲げられた重要な安全衛生政策等に係る説明会を実施し、安全衛生対策の取組の理解促進を促し、計画のさらなる推進を図る。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	労働安全衛生法では、労働災害の防止を図るため、一定の危険又は有害な業務に従事する者や作業主任者の一部には技能講習の受講が義務づけられており、作業の際には、技能講習修了証の携帯が義務づけられている。労働者が複数の技能講習を修了している場合もあることから、異なる登録講習機関での修了歴を携帯しやすい書面にして交付している技能講習修了証明書について、申請の利便性を向上させること及び労働災害を防止するために国や事業者等が取り組むべき事項を定めた労働災害防止計画の推進に当たっての事業は、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。 加えて、労働災害防止対策の推進等のために策定された14次防の更なる推進のための各種施策の説明会の開催等についても、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	既存事業については執行実績を踏まえて所要額の精査を行っている。		
期待される 施策効果	技能講習修了証明書の申請の利便性の向上により、一定の危険又は有害な業務に従事する者等について技能講習修了証明書の適切な携帯が促進され、また、安全衛生対策の取組の促進のため、第14次労働災害防止計画に基づく各種施策の説明会の開催等により計画の更なる推進を図ることにより、労働者の安全と健康の確保が期待できる。		
その他特記事項	-		

令和7年度概算要求額 3.3億円（2.2億円）※（）内は前年度当初予算額

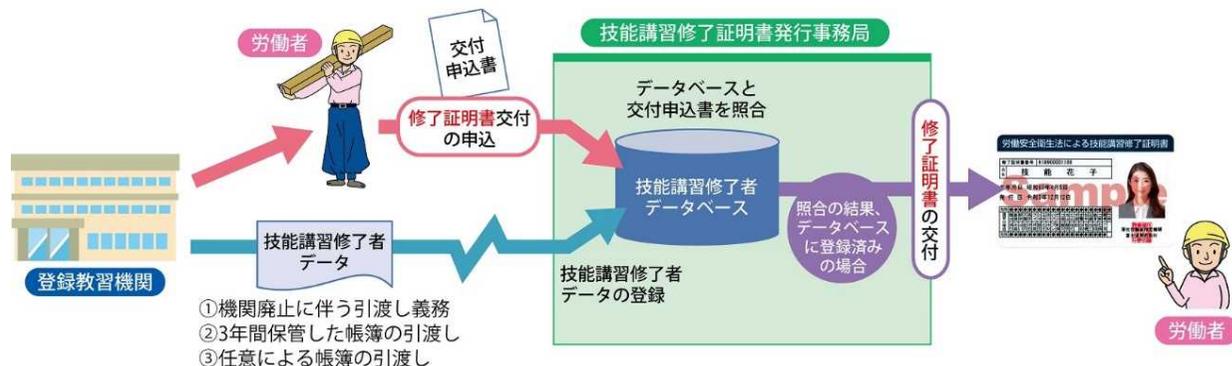
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 労働災害の防止を図るため、フォークリフトの運転等の一定の危険又は有害な業務に従事する場合には、技能講習の受講及びこれを修了したことを証明する書面（技能講習修了証）の携帯が、労働安全衛生法で義務付けられているおり、技能講習を実施する登録教習機関が事業を廃止した後もその帳簿を引き継ぎ、労働者が技能講習修了証を紛失した場合の再発行等に応じる機関が必要である。
- 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を工程表に沿って推進することとされており、技能講習修了証明書についても、マイナポータルを通じたマイナンバーカードとの連携が求められており、国家資格システムとの連携に対応する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 登録教習機関から技能講習修了者データを引き継ぎ、一元管理する。
- 労働者等からの申請に応じ、技能講習を修了したことを証明する書面を1枚に統合して交付する。
- 技能講習修了証明書発行の電子申請受付を行う。



3 実施主体等

○委託事業にて実施

- 1) 技能講習修了証明書発行事業の運営
- 2) 指定交付保存機関としての業務
- 3) 電子申請機能の運用
- 4) 国家資格システムとの連携

令和7年度概算要求額 **76**百万円 (50百万円) ※()内は前年度当初予算額
(うち、委託費：59百万円(34百万円)、交付金：16百万円(16百万円))

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

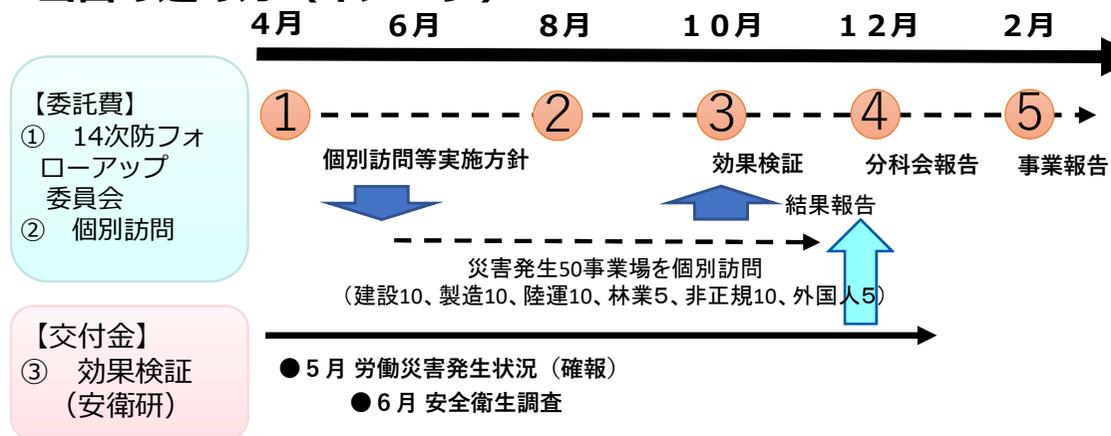
令和5年度よりスタートしている第14次労働災害防止計画を効果的に進めていくには、計画目標に掲げている事業場における取組の進捗を適切に把握し、それによる災害防止等の効果を検証することが重要である。一方で、計画目標は、業種ごとの災害防止対策、高齢化等を背景として増加している行動災害の防止やメンタルヘルス不調、化学物質による健康障害の防止など多くの分野に亘っており、また、それぞれの目標についても事業場の取組状況、災害の発生状況等を詳細に把握し、その関係性を明確にするに当たっては、(独)労働者健康安全機構と密接に連携しつつ、専門技術的な検証が必要である。さらに、第三次産業や中小事業場において多発する労働災害に歯止めをかけるには、事業場が安全衛生対策に継続的に取り組むだけでなく、それが社会的に評価される環境の整備が必要である。また、第14次労働災害防止計画においては、個人事業者等の安全衛生対策の推進を含む様々な安全衛生対策が盛り込まれているが、これらの対策を効果的に進めていくためには、施策内容についての事業者等への周知が非常に重要である。

以上を踏まえ、下記で掲げる事業を実施することにより、第14次労働災害防止計画を適切に進めていくこととする。

2 事業の概要・スキーム

- ① 第14次労働災害防止計画をフォローアップするため、計画に関連する**安全衛生各分野の専門家10名を参集した委員会を5回開催し、計画目標の実態把握、効果検証を実施するとともに、安全衛生に取り組む事業場が社会的に評価される仕組みづくりについて検討を行う。**
 - ② **労働災害が発生した50事業場に対して個別訪問し、事業場が計画で掲げた重点事項に取り組んでいたか、取り組んでいなければ具体的な障害を把握する。**
 - ③ 各分野の計画目標に関し、効果検証に係る**コーディネーターを(独)労働者健康安全機構に4人配置し、研究者と委員との連絡調整を実施する。**
- ※ また、個人事業者等の安全衛生対策をはじめとする重要な安全衛生政策等に係る説明会の実施等の周知啓発を実施する【委託費】。

当面の進め方 (イメージ)



中長期的な見通し (イメージ)

【計画1年目】

【計画2年目】

【計画3年目】

【計画4年目】

(15次防検討)
【計画5年目】

R5年度

R6年度

R7年度

R8年度

R9年度

アウトプット指標、アウトカム指標の実態把握とそれらの効果検証

		N.O. 3	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	17
事業名	エックス線装置に係る放射線障害防止のための安全衛生教育推進支援事業 (個票番号17 職業病予防対策の推進)	令和6年度 予算額 422,443(千円)	令和7年度 予算要求額 432,076(千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課物理班、電離放射線労働者健康対策室 監督課監督係		
事業の別	安全衛生確保等事業(労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	厚生労働省本省、日本電気(株)、(一財)日本原子力文化財団、(公財)原子力安全技術センター、 (株)中外 等		
令和6年度の 事業概要	<p>(1) 東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的に開設、健康相談を実施。 <p>(2) 東電福島第一原発・除染作業者の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。</p> <p>(3) 東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。</p> <p>(4) 眼の水晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。)」の導入を支援する。</p> <p>(5) 職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	エックス線装置を取り扱う方に向けた安全衛生教育で活用可能な教育用ツールを作成するとともに、当該ツールを活用した教育等が実施されるよう、周知啓発等を行う。		
事業の必要性	エックス線装置を使用する際に、正しい被ばく低減対策を講じないまま作業を行うことにより、多量の被ばくにより重大な健康影響を及ぼすおそれがあることから、エックス線装置を取り扱う労働者に、エックス線装置の危険性等について正しい知識をもってもらうため、安全衛生教育で活用可能な教育ツールを作成し、当該ツールを活用した教育等が確実に実施されるよう周知啓発等を行う必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	エックス線装置を使用する際に、正しい被ばく低減対策を講じないまま作業を行うことにより、多量の被ばくにより重大な健康影響を及ぼすおそれがある。本事業は、エックス線を取り扱う労働者が、エックス線装置の危険性等について正しい知識を持つことにより、エックス線の被ばくによる労働災害防止の推進に資するものであることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	既存事業については見直しを行い、予算額を削減している。		
期待される 施策効果	本事業において作成した教育ツールを使用して教育を行うことにより、エックス線装置使用時の被ばくによる労働災害及び疾病の防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項	-		

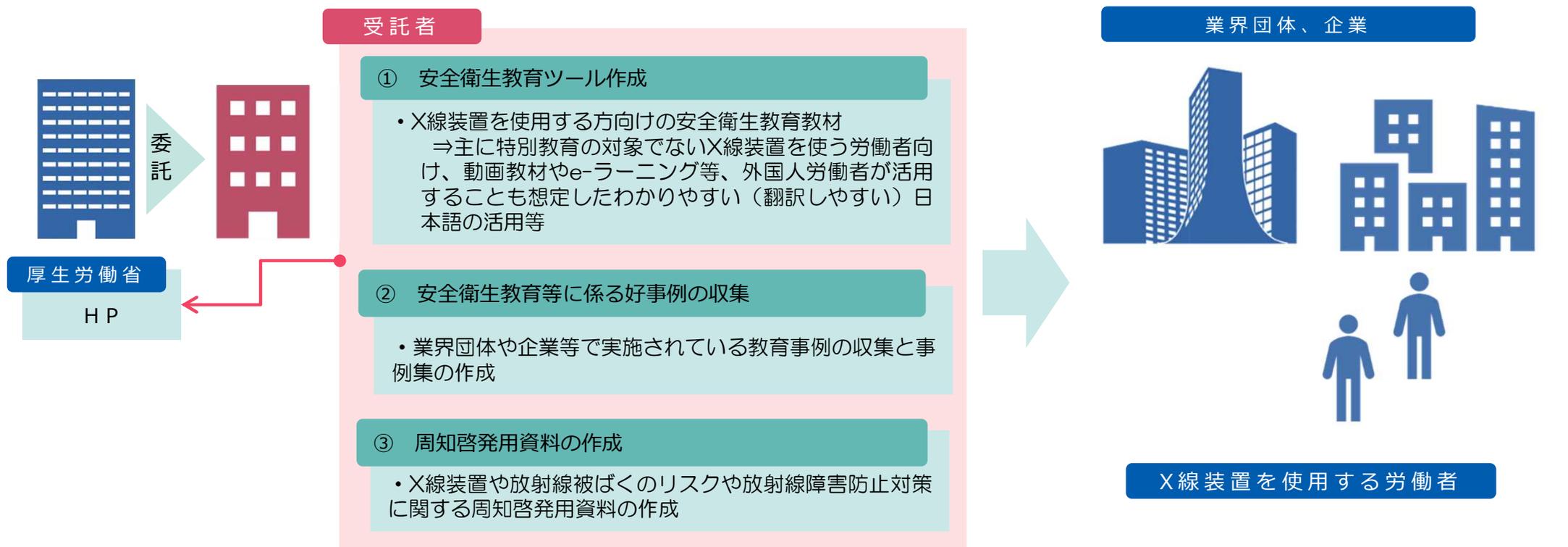
令和7年度要求額 15百万円 (0百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

エックス線装置等の構造やその使用については、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)により、労働者の放射線被ばくによる障害の防止が図られているが、国際原子力・放射線事象評価尺度(INES)評価レベル3(重大な異常事象)として国際原子力機関(IAEA)に報告された重大な災害が発生したところである。このため、昨今のエックス線装置の使用状況や事故事例を踏まえて、エックス線装置の使用時における放射線管理の水準向上に向けた対策を検討したところである。エックス線装置を取り扱う方向けに、安全衛生教育で活用可能な教育用ツールを作成するとともに、そうしたツールを活用した教育等が実施されるよう、周知啓発等を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



		NO. 4	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	20
事業名	呼吸用保護具の性能の確保のための買取試験、防毒マスク等の構造規格の見直しに向けた調査研究、危険有害性通知電子化・標準化等の補助金等 (個票番号20 職場における化学物質管理促進のための総合対策)	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		409,174(千円)	832,703(千円)
担当係	安全衛生部労働衛生課じん肺班、化学物質対策課業務班、対策班、化学物質評価室、環境改善・ばく露対策室、監督課		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、委託先（民間企業等）		
令和6年度の事業概要	新規化学物質が年々増加し、危険有害性が確認される化学物質が今後も増えることが見込まれる中で、新たな化学物質規制に対応するため、化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル表示・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の開設、職場における化学物質管理に関する講習会等を実施する。 また、有害性情報が存在しない新規化学物質については、それを製造・輸入する事業者自ら有害性調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているところ、これら新規化学物質に係る届出の内容の審査を適正に実施するとともに、有害性調査機関に対する安衛法GLPへの適合に関する査察等を実施することにより、有害性調査の品質を担保する。 さらに、保護具の適切な選定、着用等の促進のため、市場に流通している防じんマスク等の呼吸用保護具の買取試験の実施等を行う。		
令和7年度から新たに実施したい内容	（1）防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の買取試験数を増やす。また、有害物についての最新の知見や機材の進歩を踏まえた構造規格の見直しを行うため、必要な調査研究を行う。 （2）SDSの電子化・標準化を促進するため、標準フォーマットによる電子データでの出力及び入力に対応したシステムの導入等に要する費用やがん原性物質等に係る健康診断結果等の記録の一元管理システム構築の一部補助を実施する。		
事業の必要性	（1）市場に流通する呼吸用保護具が構造規格を満たしているかについては、型式検定合格有効期間内に少なくとも1度は試験対象とすることとしており、令和5年10月から新たに構造規格に追加された防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具について流通型式数に応じた試験数が必要となる。また、最新の知見に基づく構造規格とすることは労働者の健康確保に必要である。 （2）法令により、危険・有害性が確認されている物質を譲渡・提供する際には、危険・有害性を譲渡先に通知することが求められているが、その際に用いられる安全データシート（SDS）について、SDSの更新及び通知に時間を要しているといった課題があることから、SDSの電子化・標準化することにより、速やかな通知等を推進するもの。また、30年保存が義務づけられているがん原性物質等の健康診断結果等は、企業の統廃合等による散逸のおそれがあることから、一元的な管理を推進するもの。		
社会復帰促進等事業で実施する必要性	（1）呼吸用保護具の性能が確保されること、及び最新の知見に基づく構造規格を定めることは労働者の健康障害防止に必要であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。 （2）化学物質のリスクアセスメントの的確な実施のため、SDSの交付等について、より確実に速やかに行うこと及び、がん原性物質等に係る健康診断結果等の記録の管理をより確実に行うことにより、労働者の健康障害防止対策を促進していくことが必要であることから、これは労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の経費削減内容	既存事業については執行実績を踏まえて所要額を精査を行っている。		
期待される施策効果	（1）、（2）の事業を実施することで、化学物質による労働者への健康障害防止に寄与することが期待される。		
その他特記事項	-		

令和7年度概算要求額 8.8億円 (4.7 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

労働者の健康障害防止対策に係る新たな化学物質規制の令和5年度及び6年度の施行及び今後の規制対象物質の拡大に向け、業種毎の事業者によるばく露防止手法をまとめたガイドライン等の作成・周知による支援、化学物質を管理する者等に対する講習会の実施、相談窓口の設置等の整備により、適切な化学物質管理の支援及び促進を図る。

【新たな化学物質規制の概要】

有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるというこれまでの仕組みを、**国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組み（「新規制」という。）**に見直す。



2 事業の概要・スキーム

1 事業者によるばく露防止手法等の作成・検討の支援（継続）

事業者における化学物質の管理を円滑に行うために、労働者のばく露が国の定める濃度基準を下回ることを確認するための中小企業等も選択等が可能な測定方法の開発等を行う。今後濃度基準値を定めることが想定される約900物質等のうち中心に、年間25物質について開発等を進める。

2 化学物質の自律的管理のための情報の活用促進（継続）

リスクアセスメント等へのラベル・SDSの活用及び適切な作業環境の維持改善を促進するため、ラベル・SDSなど化学物質管理に関する相談窓口の設置、**自律的な化学物質管理促進のための講習会を開催する。**

3 保護具の適切な選定、着用等の促進（一部新規）

- ・ 皮膚障害のおそれがある物質を取り扱う際に保護具の着用が義務づけられるため、適切な保護具の選択基準の充実等を行う。
- ・ 中小企業におけるリスクの見積もりの際の化学物質の個人ばく露測定費用の補助を行う。
- ・ 呼吸用保護具について、**国内市場に流通している型式検定合格品に係る構造規格を具備しているかの試験及び構造規格の見直し等に係る調査研究を行う。**

4 業種別・製品別の化学物質対策の化学物質管理者向け教材の開発等（継続）

特に中小規模の事業場において、選任される化学物質管理者が適切にリスクアセスメントとそれに基づく対策を実施できるように、特にリスクアセスメント等の実施の必要性が高いと分析される業種又は製品について教材及びマニュアルを開発する。

5 化学物質の自律的管理のための適切な測定方法等の調査（継続）

濃度基準値を定める予定としている化学物質のうち測定・分析方法が明確に定められていない約390物質のうち200物質程度について、文献調査や諸外国における最新の科学的知見を得るための調査を行い、物質ごとに測定に係る試料採取方法や分析方法を整理してとりまとめる。

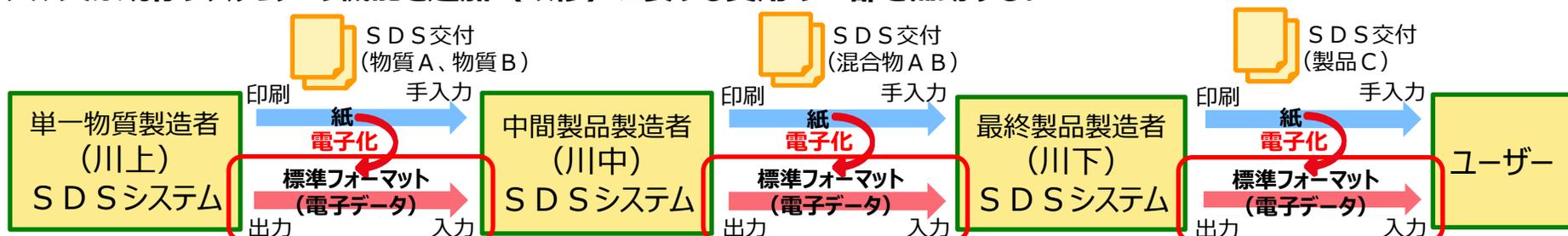
危険有害性情報通知電子化・標準化補助金（間接補助金）

令和7年度概算要求額 3.3 億円（ 0 億円）

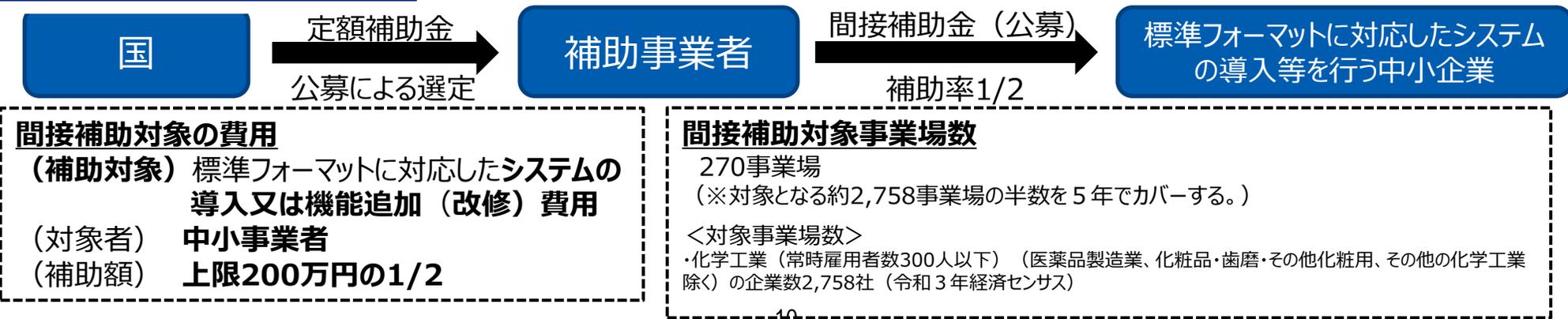
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 労働安全衛生法により、危険性又は有害性が確認されている物質を譲渡・提供する際には、危険性有害性を譲渡先に通知することが求められているが、その際に用いられる安全データシート（SDS）について、電子化が進んでおらず、様式も統一されていない。
- 化学物質製品は、単一物質を大量に作る製造者（川上）、それを用いて中間製品を作る製造者（川中）、最終製品を作る製造者（川下）があり、それぞれが電子システムを有しているが、その間を紙のSDSで繋いでいるため、特に、多数の原料を使用する川下製造事業者でSDS記載情報をシステムに入力する負担が大きく、最終製品のSDSが適切にユーザーに交付されない事案やSDSの更新に時間を要することの原因となっている。
- このため、SDSの電子化・標準化を促進するため、標準フォーマットによる電子データでの出力及び入力に対応したシステムの導入、又は既存システムへの機能を追加（改修）に要する費用の一部を補助する。



2 事業の概要・スキーム



令和7年度概算要求額 0.6億円 (0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

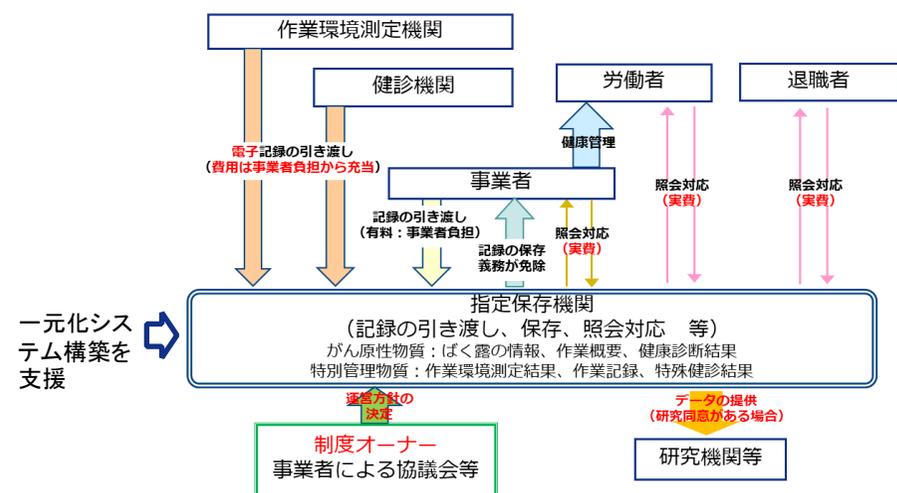
労働保険特別会計			一般
労災	雇用	徴収	会計
○			

1 事業の目的

がん原性物質（令和5年4月1日時点で約120物質、令和6年4月1日から約80物質追加）に関するばく露の情報、作業概要、健康診断結果（個人票）等を30年間保存することが義務付けられる。また、特化則における**特別管理物質（44物質）**及び石綿則における**石綿**について、**作業環境測定結果、作業記録、特殊健診結果（個人票）の30年間（石綿は40年間）の保存**が義務付けられており、当該記録保存の負担が大きくなること、また、企業の統廃合等による記録散逸のおそれがあることなどから、一元管理が求められている。

日本経団連による「DX時代の労働安全衛生のあり方に関する提言」（2023年5月16日）、化学物質管理の在り方検討会報告書においては、がん原性物質について、**公的な第三者機関（公的機関）が保存を行う仕組みを検討**することが適当、とされるなど、一元化の仕組み構築が求められていることから、**新たに指定される指定保存機関（未定）が、記録の一元管理を行うために構築するデータ管理システム二要する費用の一部を補助する。**

2 事業の概要・スキーム



事業者

- ・記録保存義務が免除されるため、保管スペース・コストを削減できる
- ・情報流出・紛失リスクを低減できる
- ・引き渡しをすると、データ分析サービスを受けられる（別途費用）
- ・転職者の過去の履歴の情報も照会できる（P：過去の健診結果の照会は本人同意が必要となる可能性）

労働者・退職者

- ・事業者を通さずに、自分自身のデータをいつでも照会できる（転職前のものを検索できる、退職後も照会できる）

共通 引き渡しにより、記録がデジタル化され、記録の保存や照会対応等が容易になる（引き渡された記録について、作業環境測定機関や検診実施元から電子データを入力することで、デジタル化）

3 実施主体等

- 補助対象：指定保存機関（未定：令和6年度中に関係省令を改正した上で、指定する予定。）
- 補助率：3/4 補助額上限 60,000千円

		N O . 5	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		D	25
事業名	ハラスメント事案解決のための伴走型支援事業 (個票番号25 職場におけるハラスメントへの総合的な対応等労働者健康管理啓発等経費)	令和6年度 予算額 187,819(千円)	令和7年度 予算要求額 240,103(千円)
担当係	雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室指導係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	厚生労働省本省、都道府県労働局、民間団体		
令和6年度の 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、職場のハラスメントの予防・解決に向けた社会的機運の醸成及び労使の取組支援を行う。また、ハラスメントの被害を受けた労働者の精神障害の悪化や再発を防止し、労働者の安全及び衛生の確保を図る。 ・カスハラ対策に関心を持つ業界内のカスハラの実態を踏まえ、業界共通の対応方針等の策定・発信するまでの支援をモデル事業として行う。また、一連の取組・ノウハウを広く普及させる。 ・事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。 		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<ul style="list-style-type: none"> ①労働者のメンタルヘルス等、心のケアに関する相談対応や指導を行うとともに、雇用管理の改善に関する相談対応及び指導を行う、雇用均等指導員（パワーハラスメント対策担当）を増員する。 ②ハラスメント事案が生じた企業に対し、専門家が企業の人事労務担当者からの相談に応じ、速やかにハラスメント事案を解決するための対応策を助言するとともに、企業の対応力強化のためのマニュアル作成を行う、ハラスメント事案解決のための伴走型支援事業を新たに実施する。 		
事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ①パワーハラスメントに係る労働者からの相談、事業主への指導等の件数は年々増加しているため、労働者のメンタルヘルス等、心のケアに関する相談対応や指導を行う雇用均等指導員（パワーハラスメント対策担当）を増員し、労働者の精神障害の悪化及び再発を防止し、労働者の安全及び衛生の確保を図る必要がある。 ②労働施策総合推進法が令和4年4月1日に中小企業にも適用され、パワーハラスメント防止措置が全事業主に義務化されたところだが、令和5年度職場のハラスメントに関する実態調査によると、企業においてハラスメント予防・解決の取組を進める上で、「ハラスメントかどうかの判断が難しい」、「管理職の意識が低い/理解不足」、「社内に対応するための適切な人材がない/不足している」といった課題があることがわかった。こういった課題に対する事業主への支援を行うことを通じて、企業がハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、労働者の安全及び衛生の確保を図る必要がある。 		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	職場におけるハラスメントは、労働者の心身の健康に影響を及ぼすおそれがあり、それらを起因とした精神障害による労災申請件数は増加傾向にある。企業がこれらハラスメントの防止・解決に向けた取組を実施することにより、心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対しても適切な援助を行うことができるようになることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適用事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。		
事業全体の 経費削減内容	事業拡充のため、事業全体としては増額となっているが、ハラスメント被害者等に対する相談事業については、労働局に寄せられるハラスメントに係る相談実績の増等を踏まえ、雇用均等指導員を増員してハラスメントについての相談の受付を都道府県労働局の相談窓口を集約することとした。		
期待される 施策効果	心身の健康被害を受ける労働者が減少するとともに、被害を受けた労働者に対して適切な援助を行うことができるようになることにより、労働者の安全及び衛生の確保が期待できる。		
その他特記事項	-		

令和7年度概算要求額 7.9 億円（6.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働特会		子子特会		一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/4	約3/4			

1 事業の目的

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つけ継続就業を妨げる大きな障害となるものであり、社会的関心も高く、労働者から多数の相談が寄せられている一方、関係法令や具体的な対応に関する周知が不十分との声がある。

また、これらの職場におけるハラスメントは複合的に生じることも多く、労働者の意欲・能力の発揮を阻害し職場環境を悪化させるものであることから、総合的・一体的にハラスメント対策を行う必要がある。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ポスターの作成・配布
- 職場のハラスメント防止対策パンフレット等（事業主向け・労働者向け）の作成・配布
- ハラスメントに関する情報提供ポータルサイトの運営
- ツイッター、フェイスブック等を利用した広報
- ハラスメント撲滅対策の全国集中実施（職場のハラスメント撲滅月間）
・シンポジウムの開催等 ・月間ポスターや啓発動画の作成
- 就活ハラスメント・カスタマーハラスメント対策に関する情報発信

周知・啓発

- 事業主やハラスメント相談窓口担当者等を対象とした研修の実施
- 業種別カスタマーハラスメント対策の取組支援
- ハラスメント事案解決のための伴走型取組支援※拡充内容
- 全国の労働局による事業主向け説明会の開催

企業等への支援

実施主体

実施主体：国、都道府県労働局、委託事業（民間会社）

事業実績

ポータルサイトへの月平均アクセス数：202,602件

相談対応

- 全国の労働局における、職場におけるハラスメントに関する相談対応

		N.O. 6	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	27
事業名	高年齢労働者安全衛生対策推進費（エイジフレンドリー補助金） （個票番号27 第三次産業労働災害防止対策支援等事業（就労構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進））	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		943,179(千円)	986,233(千円)
担当係	安全衛生部安全課サービス産業・マネジメント班、労働衛生課物理班		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（1）及び（2）は民間企業、（3）については（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会		
令和6年度の 事業概要	<p>（1）令和5年度事業を引き継ぎつつ、コンソーシアムの運営、安全衛生意識啓発のための動画・現場での取組を紹介した動画の公開、労働災害防止に係る安全衛生活動の優良な取組事例を表彰し、WEBサイト等を通じて周知することによって、自主的な安全衛生活動の普及啓発を図る。</p> <p>（2）外国人労働者を雇用する事業場に対する安全衛生の専門家によるセミナーを実施するとともに、日本語に不慣れな外国人労働者でも危険箇所や危険行為を容易に理解できるよう、これらを見える化するイラスト等を開発・周知する。</p> <p>（3）令和5年度事業を引き継ぎ、「エイジフレンドリー補助金」により、高年齢労働者の労働災害のリスクとなる環境要因の解消や若年期からの健康づくり等の支援を含む転倒災害等防止のための運動指導等に取り組む事業者を支援する。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	（3）「エイジフレンドリー補助金」を拡充し、中小企業事業者が専門家を活用した事業場内のリスクアセスメントの実施に要した経費及びその結果に基づき効果的な労働災害防止対策を講じた際の経費を補助対象とする。		
事業の必要性	高年齢労働者の労働災害を効果的に防止するためには、事業場の状況を踏まえ、高年齢労働者の特性に配慮した対策を優先順位を付けて実施する必要があるが、補助金の対象となる中小企業事業者では、事業場の状況を踏まえて優先順位付けをすることが困難であることから、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、本事業を拡充し、中小企業事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策等の取組を推進する。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	近年高年齢労働者の労働災害が増加し、労働災害全体の増加に歯止めがかかっていない状況にあり、事業者にはその防止のための一層の取組が求められる。高年齢労働者の労働災害防止のためには、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、一律の措置ではなく、事業場の状況を踏まえ、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等が優先順位をつけて行われることが必要であり、特に中小企業事業者に対し、その支援を行っていくことが労働災害防止対策を推進する上で必要かつ有効であることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の規定に基づき社会復帰促進等事業で実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	既存事業については見直しを行い予算額を減額している。		
期待される 施策効果	<p>（1）（3）より効果的な労働災害対策を促すことができるようになり、労働災害の減少に資するものと考えている。</p> <p>（2）外国人労働者の危険行動を減少させ、ひいては外国人労働者の労働災害件数を減少させることができると考えている。</p>		
その他特記事項	-		

令和7年度概算要求額 7.6億円（6.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

【現状】

- 高年齢労働者が増加する中、それを上回るペースで**高年齢労働者による労働災害の増加が続いている**。この要因としては、**加齢による身体機能の低下**により、高年齢労働者の労働災害発生率が若年層と比較して高くなっていることが挙げられる。
- 高年齢労働者の安全の確保のためには、身体機能の低下を補う施設、設備、装置等の改善や高齢者の特性を考慮した作業内容の見直し（職場環境の改善）が重要であり、厚生労働省ではその具体策を示した「エイジフレンドリーガイドライン」の周知を図っている。
- また、エイジフレンドリー補助金(R6 予算：6.9億円)により、ガイドラインに基づき職場環境の改善を行う中小企業事業者を支援している。

【課題】

- 高年齢労働者の労働災害防止のためには、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、**一律の措置ではなく、事業場の状況を踏まえ、高年齢労働者の特性に配慮した職場環境の改善等が優先順位をつけて行われることが必要**であり、補助金の対象となる**中小企業事業者では独自に優先順位付けをすることが困難**である。
※ 補助金の利用状況は好調であるが、老朽化対策や生産性の向上が主目的の申請も多い（労働災害防止対策と認められない申請は不交付としている。）

【必要性】

- 令和7年度は、中小企業事業者が専門家を活用して効果的な対策を講じられるようにする観点で、**エイジフレンドリー補助金を拡充し、エイジフレンドリー総合対策コース（補助率：4/5）を新設**する。
※ 専門家によるリスクアセスメントにより事業場の課題を洗い出した上で、優先順位の高い対策を実施するため、他のコースよりも補助率を高く設定

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 対象事業者：労災保険加入の中小企業事業者 (3) 実施主体：一般社団法人等
(2) 補助対象、補助率、上限額（下表参照） (4) 事業実績：令和5年度交付件数…1,078件

	エイジフレンドリー総合対策コース【新設】	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【既存】	職場環境改善コース【既存】	コラボヘルスコース【既存】
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家によるリスクアセスメントに要した経費 ● リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い対策に要した経費（機器等の導入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び運動指導等に要した経費 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器等の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	4 / 5	3 / 4	1 / 2	3 / 4
上限額		100万円		30万円

		N.O. 7	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	30
事業名	自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等（個票番号30）	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		174,410(千円)	189,552(千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課特別対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体		
令和6年度の 事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に開設した自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・充実。 令和6年4月から適用されている改正後の時間外労働の上限規制および改善基準告示についての周知・広報。 		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<ul style="list-style-type: none"> 荷主等による取組事例の周知広報 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運用 		
事業の必要性	<p>自動車運転者は他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているが、これらの背景として、荷主都合による手待ち時間の発生など取引上の慣行があり、対策が必要である。また、令和6年4月から、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制や改正後の改善基準告示が適用されており、自動車運転者の長時間労働の改善に資する情報発信をより一層行っていく必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>本事業において、自動車運転者の長時間労働の現状及びその解決手法等について運送事業者及び荷主等への周知広報等を実施することで取引上の慣行の改善等を促進し、自動車運転者の長時間労働が改善されることによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから、「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>既存事業である取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトおよび自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用に係る予算は削減を行っている。</p>		
期待される 施策効果	<p>荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組が進められることにより、自動車運転者等の長時間労働改善につながることを期待される。</p>		
その他特記事項	—		

令和7年度概算要求額 1.9億円（1.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（1）荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- **建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの開設・運用【新規】**

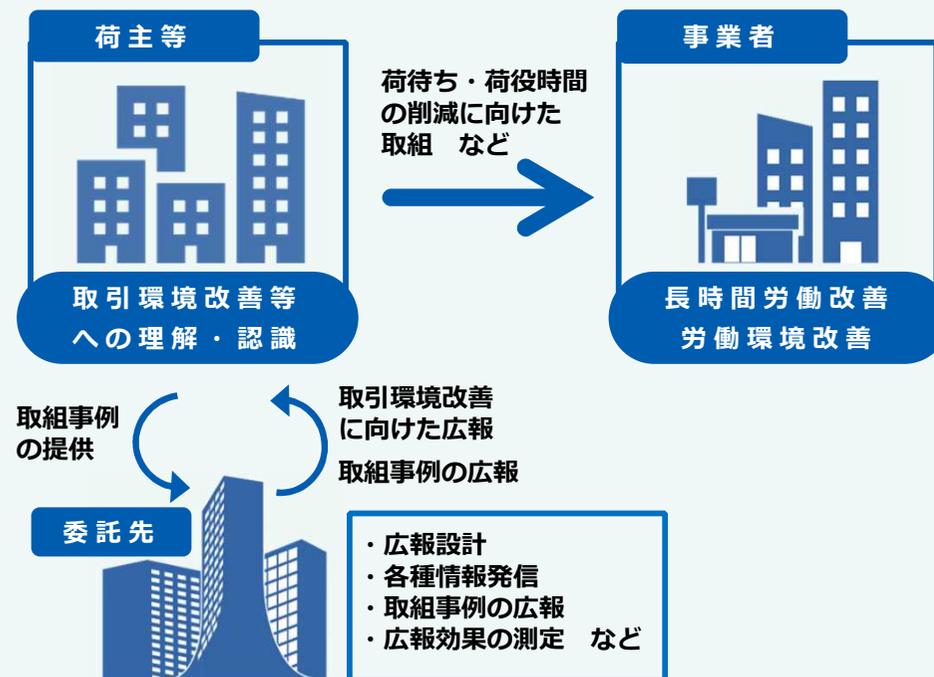
（2）荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- **荷主等による取組事例の周知広報【新規】**

実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和5年度）：
 - ・ 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 137万1,810件
 - ・ 自動車ポータルサイトアクセス件数 64万7,448件

（2）について



		N.O. 8	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	33
事業名	外国人技能実習機構交付金 (個票番号33)	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		1,241,293(千円)	1,249,296(千円)
担当係	人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	外国人技能実習機構		
令和6年度の 事業概要	<p>①監理団体及び実習実施者に対し、安全衛生環境の整備等について外国人技能実習機構職員が実地検査を行う。</p> <p>②安全衛生マニュアルの活用等による啓発等を行う。</p> <p>③実習実施者に対し安全衛生対策を効果的に周知啓発するため安全衛生セミナーを開催する。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<p>技能実習制度については、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設等を行う法案を第213回通常国会に提出し、令和6年6月に成立した。</p> <p>令和7年度においては、公布後3年以内に施行される育成就労制度の創設を見据え、法施行と同時に外国人育成就労機構に改組される外国人技能実習機構におけるシステム体制の強化を行うこととしたい。</p>		
事業の必要性	<p>外国人技能実習機構が使用している現行の業務システムの稼働期限は令和9年3月末となっていることから、令和9年度までに施行される新制度に対応するための新規システムの構築が必要となっている。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>外国人技能実習機構においては、監理団体及び実習実施者に対して安全衛生環境の整備等について実地検査を行っており、新制度において改組される外国人育成就労機構においても引き続きその業務を引き継ぐこととしている。現在の業務システムでは、実地検査情報等の管理を行っているところ、新制度対応のシステムでも同様に整備することにより引き続き効果的な指導を実現することが出来る。そのため、育成就労外国人の労働災害防止の推進に資することから社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	<p>既存システム経費の削減や指導業務の経費負担割合の見直しを行った。</p>		
期待される 施策効果	<p>現在の業務システムでは実地検査情報等の管理を行っており、新制度対応のシステムにおいても同様に整備することにより引き続き効果的な指導を実現することが出来る。</p>		
その他特記事項	-		

令和7年度概算要求額

77億円 (66億円) ※ ()内は前年度当初予算額

一般会計 19億円 (15億円)
 労災勘定 12億円 (12億円)
 雇用勘定 46億円 (39億円)

労働特会			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
3/20	12/20			5/20

1 事業の目的

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度においては外国人育成就労機構に改組される予定。

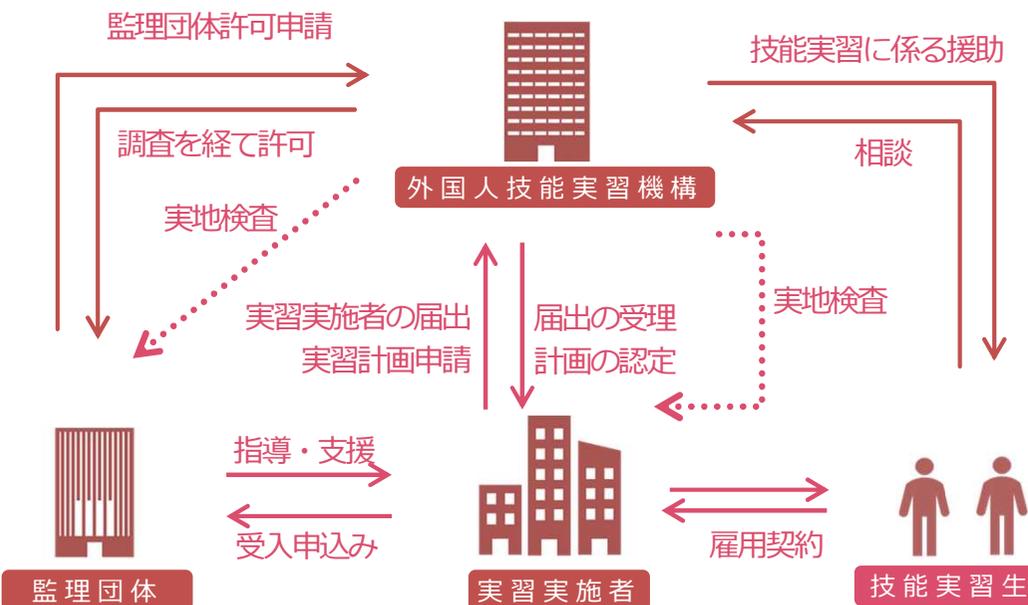
2 事業の概要・スキーム

<主な事務>

1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助 等

公布後3年以内に施行される育成就労制度の創設を見据え、法施行と同時に外国人育成就労機構に改組される外国人技能実習機構におけるシステム体制の強化等を行う。

【現行制度】



3 実施主体等

- 実施主体 : 外国人技能実習機構 (認可法人)
 ※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
- 設置根拠 : 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 交付金 : 法96条に基づき、国が交付
- 設立年月日 : 平成29年1月25日 (設立登記日)
- 資本金 : 1億9,304万円 (国からの出資額)
- 本部 〒108-0075 東京都港区海岸3-9-15 LOOP X 3階
 電話番号 : 03-6712-1523 (代表)
 ホームページ : <https://www.otit.go.jp/>
- 役員
 理事長 大谷 晃大
 理事 村松 達也
 近江 愛子
 高澤 滝夫
 監事 松田 誠太
 石田 恵美 (非常勤)
 ※令和6年4月1日時点

4 事業実績

技能実習生数 (令和5年末)
 : 404,556人
 監理団体数 (令和6年5月)
 : 3,726
 実習実施者数 (令和4年度末)
 : 64,945

		N O . 9	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	34
事業名	中小農業事業者の安全衛生活動支援事業 地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興 工事安全衛生確保支援事業 (個票番号34 労働災害防止対策費補助金経費)	令和6年度 予算額 2,373,652(千円)	令和7年度 予算要求額 2,429,613(千円)
担当係	安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	労働災害防止団体（5団体）及び船員災害防止協会		
令和6年度の 事業概要	<p>【中小規模事業場に対する個別指導及び集団指導】 労働災害防止のため、中小規模事業場に対し、作業現場等の実態に基づいた安全衛生管理活動に係る個別指導及び集団指導を行う。</p> <p>【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】 自然災害の発生に備えるため、安全衛生専門家による復旧・復興工事に従事する労働者、管理監督者等に対する安全衛生教育の教材を作成、配付し、事業者の行う安全衛生教育の支援を行う。安全衛生専門家が、復旧・復興工事の工事現場を巡回し、危険な方法で作業が行われている場合に助言指導を行う。</p> <p>【高度安全機械等導入支援補助金】 中小企業が高度な安全機能を有する機械等（高度安全機械等）を導入するために要する費用の一部を補助する。</p> <p>【労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進等事業】 労働災害が増加傾向にある第三次産業における労働安全衛生マネジメントシステム（安全衛生管理体制）の構築の促進のため、事業者・労働者向け教育ツールの作成やセミナー等を行う。</p> <p>【中小事業場における化学物質のばく露防止手法の検討】 見直される労働安全衛生法令の新たな自律的化学物質管理規制に必要となる、中小事業者が実施可能な安価な測定方法の開発を検討する。</p> <p>【建設業における化学物質のばく露防止手法のガイドラインの作成等】 化学物質を取り扱う建設業の下請け等の中小事業者において化学物質の管理を円滑に行うことができるよう、中小事業者が実施可能な具体的な化学物質のばく露防止対策をまとめたマニュアル等の作成を行う。併せて、これらのマニュアル等の周知に向けた講習会等を実施する。</p> <p>【トンネル建設労働者健康管理一元管理システム】 令和5年度末にシステム更改を実施し、サーバーのクラウド移行がされた。更改前と同等以上の水準で現行システムの安定的な運用・保守を実施する。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<p>①【中小農業事業者の安全衛生活動支援事業】（新規） 農業労働者の増加や高齢化等により、農業における労働災害は増加傾向にあることから、中小農業事業者の安全衛生活動支援として、安全衛生の専門家による指導や研修会の実施等を通じ、農業の安全衛生対策の普及・啓発等を図り、農業の安全衛生水準の向上を図ることとした。</p> <p>②【地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業】（拡充） 令和6年能登半島地震とその後の大雨による被害を踏まえ、地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業において、重点支部として石川を追加することとした。</p>		
事業の必要性	<p>①農業の法人化が進められ、農業法人が増加し農業労働者が増加する中、農業における労働災害が増加傾向にあるものの、特に中小農業事業者において、安全衛生対策が十分に行われていない状況が見られることから、中小農業事業者の安全衛生活動を支援する必要がある。</p> <p>②「石川県創造的復興プラン」では、被災地の復旧・復興工事が令和7年度から本格化することとされる中、復旧・復興工事では、被災建築物の調査・解体から当該建築物の改修・新築まで多岐にわたる工程が行われ、これらの工事における労働災害防止を図るため、労働者に対する安全衛生教育、工事現場の巡回指導を強化する必要がある。</p>		

社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、事業者による安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に該当する事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。
事業全体の 経費削減内容	既存事業については執行実績を踏まえて所要額の精査を行った。
期待される 施策効果	①本事業により、中小農業事業者の安全衛生対策を支援することで、中小農業事業場の安全衛生水準の向上が期待される。 ②本事業により、能登地域で行われる復旧・復興工事における安全衛生水準の向上が期待される。
その他特記事項	—

令和7年度概算要求額 82.1百万円 (0百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

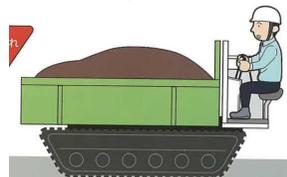
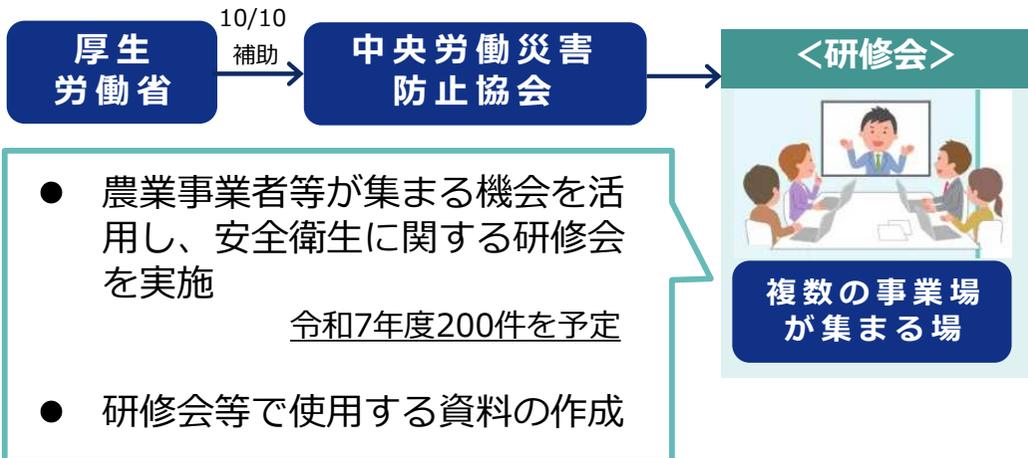
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 農業経営の法人化に伴う農業労働者の増加や高齢化等を背景に、農業における労働災害は増加傾向にある。また、農業の度数率*は6.97と全産業平均の度数率2.06の3.4倍と高く、農業の労働災害の防止は喫緊の課題となっている。
- 農業の労働災害の内訳を見ると、その多くが車両系農業機械によるものであり、現在、車両系農業機械に関する規制創設の検討を行っている。具体的には車両系農業機械の使用に当たり、作業計画の作成、作業指揮者の選任、安全衛生教育の実施等を義務づける方向としている。
- 本事業は、安全衛生の専門家による指導や研修会の実施等を通じ、農業の安全衛生対策の普及・啓発等を図り、農業の安全衛生水準の向上を図ることを目的としている。

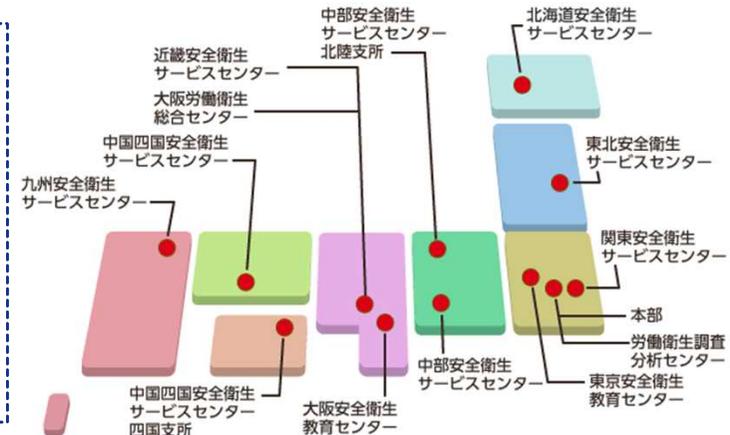
*度数率：100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

中央労働災害防止協会の全国の事業拠点12箇所に配置された専門家を事業場等に派遣



4 事業実績 (農業以外)

個別支援件数：約900件 (令和5年度)

集団支援件数：約200件 (令和5年度)



自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

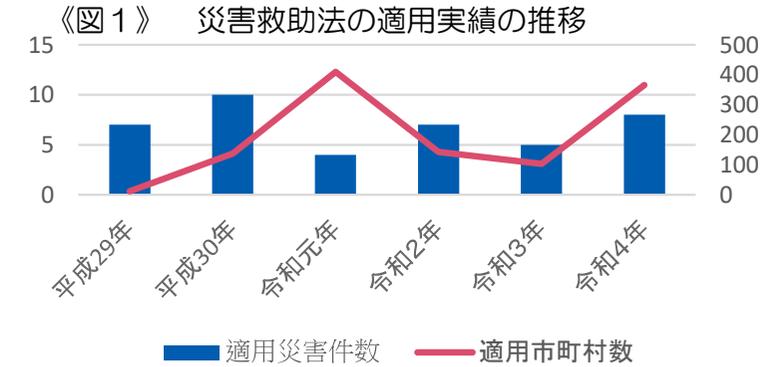
令和7年度概算要求額 **2.4** 億円 (2.2 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

- 日本各地で地震、豪雨、台風等の災害が連続して発生しており、大規模自然災害の被害からの復旧・復興工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。
- これまでに実施してきた東日本大震災等に係る復旧・復興工事の安全衛生確保支援事業により復旧・復興工事における安全衛生確保支援のノウハウ等が蓄積されている。
- このノウハウ等を活用し自然災害からの復旧・復興工事の安全衛生確保を支援する。

⇒ 雇用問題と表裏一体をなす復旧・復興工事に従事する労働者の安全確保



2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業概要

- 復旧・復興工事安全衛生確保支援センター等の設置
 - ※ 全国47支部に活動拠点を設置。特に東日本大震災等の復旧・復興工事が継続する東北3県、石川県及び熊本県に復旧・復興工事安全衛生確保支援センターを設置。
- 復旧・復興工事現場に対する安全衛生専門家による巡回指導
- 中小ゼネコンの管理監督者等の安全衛生の「キーマン」に対する教育・研修の徹底

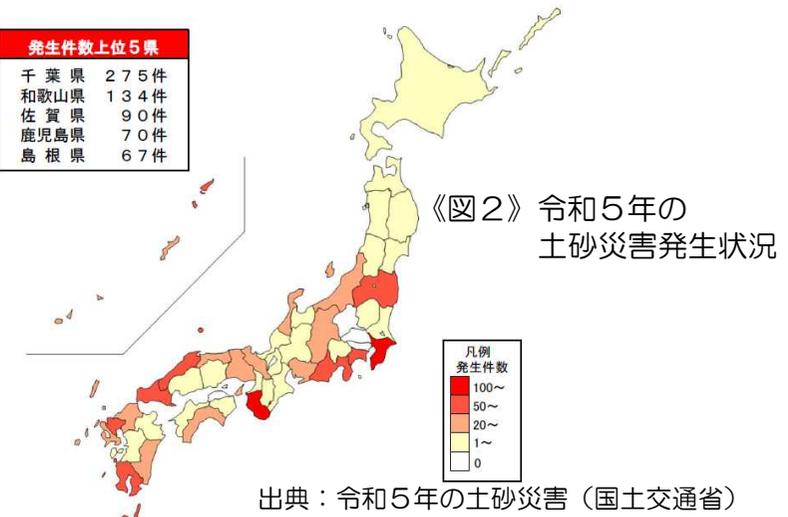
⇒ 復旧・復興工事の関係者が一体となって震災を含む自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策に取り組む

実施主体

実施主体：建設業労働災害防止協会
補助率：10/10

発生件数上位5県

千葉県	275件
和歌山県	134件
佐賀県	90件
鹿児島県	70件
島根県	67件



		N.O. 10	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	35
事業名	産業保健に従事する保健師等研修事業 (個票番号35 産業医学振興経費)	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		5,208,852(千円)	5,410,411(千円)
担当係	安全衛生部計画課機構・団体管理室団体監理係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（公財）産業医学振興財団、学校法人産業医科大学		
令和6年度の 事業概要	<p>産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実を図ることは、労働者の安全及び衛生の確保に資するものであり、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の趣旨に適う事業であるため、社会復帰促進等事業で行う必要がある。</p> <p>①産業医科大学の運営等に対する助成 ②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営 ③産業医の資質の向上を図る研修等の実施 ④産業医学に関する研究の促進 ⑤産業医学情報の提供</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	<p>【産業保健に従事する保健師等研修事業】 産業医科大学の実施する産業保健に従事する保健師及び看護師の研修への補助を整備し、事業場の産業保健活動に対する支援を充実・強化するための体制整備を産業医科大学において実施することを予定しており、その事業に対して補助するもの。</p>		
事業の必要性	<p>第14次労働災害防止計画において、「事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。」とされている。</p> <p>同計画における事業者の活動を支援する必要があるが、現在、産業保健サービスを担う保健師・看護師に対する、産業保健に関する体系的な教育がない状況にある。</p> <p>そのため、事業場における産業保健活動に対する支援を充実・強化するためにも、保健師・看護師に対する研修を整備することが必要であり、看護学等の教育及び研究を行い、労働環境と健康に関する分野における学問の振興と人材の育成に寄与することを目的としている産業医科大学において予定されている当該研修の体制整備に向けた補助が必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>保健師・看護師に対する産業保健に関する体系的な研修を整備することで、事業場における産業保健活動の支援・強化につながることから、労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に適う事業であり、社会復帰促進等事業として実施することが適当である。</p>		
事業全体の 経費削減内容	執行実績を踏まえて所要額の精査を行った。		
期待される 施策効果	（令和7年度新規実施予定部分について）：本事業により、事業場における産業保健活動の支援を充実・強化することで、事業場における安全衛生水準の向上が期待される。		
その他特記事項	—		

令和7年度概算要求額 0.4億円（0億円） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

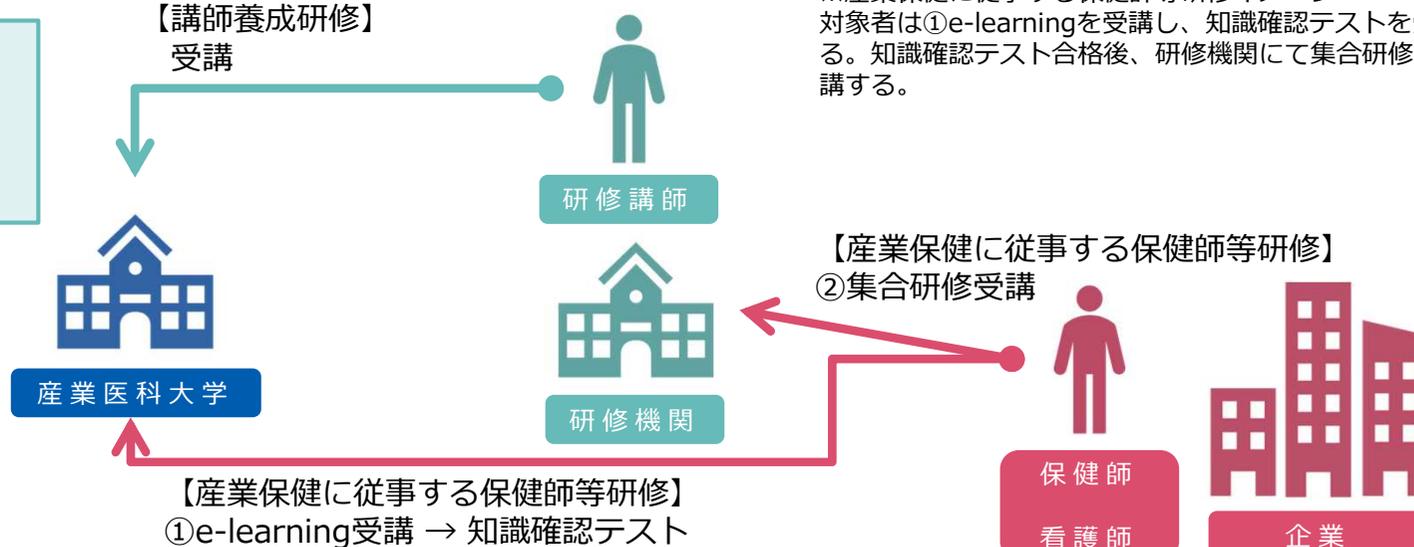
第14次労働災害防止計画では、「事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。」とされており、体制整備に着手する。

2 事業の概要・スキーム

講師養成研修事業

各研修機関において、産業保健に従事する保健師等研修に講師として携わる予定の保健師等を対象に、4日程度の研修を実施。

【講師養成研修】
受講



オンライン教材・知識テスト作成管理準備事業

産業保健に従事する保健師等研修（令和8年度開始）のうち、全研修機関で活用するe-learning教材及び知識確認テストの作成（委員会を設置）、教材・テストの管理及び受講者情報の管理を実施予定。令和7年度事業では、e-learning教材及び知識確認テストの作成、教材・テスト管理のためのシステム構築を行う。

3 実施主体等

産業医学振興財団（補助金）、補助率10/10

		N.O. 11	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	39
事業名	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組 (個票番号39)	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		905,679 (千円)	926,303 (千円)
担当係	労働基準局労働条件政策課医療労働対策係		
事業の別	安全衛生確保等事業 (労働者災害補償保険法第29条第1項第3号)		
実施主体	民間団体		
令和6年度の 事業概要	<p>①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。</p> <p>②勤改センター支援力強化のためのアドバイザーに対する研修等の実施。</p> <p>③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営。</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	勤改センターのアドバイザーの謝金単価増によるアドバイザーの確保及びのアドバイザーに対する研修の拡充。		
事業の必要性	国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師等の医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているため、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図る必要がある。		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業により医療従事者の勤務環境の改善が促進されれば、長時間労働が解消することによる過重労働の解消や健康障害の防止につながることから「社会復帰促進等事業」で行う必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	勤改センターの支援力強化の観点から、勤改センターのアドバイザー確保に係る経費や研修に要する予算は増額となっているものの、医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営等に係る予算は削減を行っている。		
期待される 施策効果	勤改センターの支援力を強化することで、医療機関における医師の働き方改革に加え、医師以外の医療従事者の勤務環境改善の取組が進められることにより、医療従事者の勤務環境改善につながることを期待される。		
その他特記事項	-		

医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組

令和7年度概算要求額 9.3億円 (9.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

1 事業の目的

国民が将来にわたって質の高い医療を受けられるようにするためには、長時間労働など厳しい状況におかれている医療従事者の勤務環境を改善し、医療従事者の健康確保や人材の確保・定着につなげていくことが喫緊の課題。このため、適切な労務管理への支援など、勤務環境改善に向けた医療機関の主体的な取組への支援の充実を図り、医療従事者全体の勤務環境改善に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

都道府県医療勤務環境改善支援センターによる労務管理支援【医療労務管理支援事業】 8.0 (7.9) 億円

実施主体：民間委託事業者

都道府県の医療勤務環境改善支援センターに、社会保険労務士等労務管理の専門家（医療労務管理アドバイザー）を配置し、相談対応、個別訪問支援等を通じて医療従事者の勤務環境改善に向けた医療機関の自主的な取組や、医師の働き方改革に取り組む医療機関の支援を行う。

勤改センターの支援力向上【医療労務管理支援強化事業】 0.7 (0.5) 億円

実施主体：民間委託事業者

勤改センターの支援力向上を図るため、医療機関への支援に関して豊富なノウハウを有するアドバイザー（スーパーバイザー）を地域ごと（ブロック単位）に配置し、各都道府県の医療労務管理アドバイザー等に対して、支援に役立つ実践的な助言等を行う。また、医療労務管理アドバイザー等への研修を実施するとともに、支援の現場で発生している新たな課題を踏まえた研修内容の充実、支援ツールの充実等を図る。

(実施事項)

- ・スーパーバイザー（SV）による助言などによる支援：SVが勤改センターへ個別訪問、医療機関へ同行支援を通して助言等の支援を行う。
- ・アドバイザー向け研修の実施：医療労務管理アドバイザーに対して医療機関の支援方法に関する研修を実施。

医療機関に対する情報発信 0.3 (0.4) 億円

実施主体：委託事業（民間団体等）

医療機関が勤務環境改善に取り組むために活用できる情報を集約したポータルサイトとして、基本的な制度に関する情報、医療機関の取組事例、取組を行う際に活用できる支援ツール等の有用な情報を発信。

(実施事項) ポータルサイト（いきサポ）の運営 等



		N O . 12	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	41
事業名	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費・施設整備費	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		144,582千円	182,909千円
担当係	政策統括官付政策統括室調整第一係		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	（独）労働政策研究・研修機構		
令和6年度の 事業概要	<p>○労働政策に関する総合的な研究の実施 労働行政分野（雇用、労働条件、雇用環境・均等、人材育成、労使関係等）の政策課題について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案に貢献</p> <p>○労働に関する事務に従事する者に対する研修の実施 ハローワーク、労働基準監督署等の第一線の労働行政機関の職員を対象に、正課（一般研修・専門研修・管理監督者研修）、課外講座を実施。</p> <p>○独立行政法人労働政策研究・研修機構が施行する施設整備</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	令和7年度に①安全衛生確保に資する調査研究の拡充、②監督署又は労働局の安全業務従事職員に対する実地研修の拡充及び受講環境の改善、③労働大学校の老朽化に伴う施設劣化状況調査等を行う。		
事業の必要性	<p>①安全衛生確保に資する調査研究の拡充について 骨太方針2024や過労死防止等対策大綱の改正を踏まえメンタルヘルス対策、勤務間インターバル制度の導入促進、フリーランス、高齢者への取組など安全衛生確保対策強化を政府が進めるうえで、必要な施策立案の基礎となる研究の需要に機動的に対応するため、調査研究を充実する必要がある。</p> <p>②安全業務従事職員に対する実地研修の拡充及び受講環境の改善について コロナ禍を理由に実施を見送っていた安全業務の実地研修を再開する。安全業務の適正な実施には、機械実物の見学や操作等の経験が不可欠であるため、当該実習の再開は必要である。</p> <p>③労働大学校の老朽化に伴う施設劣化状況調査等について 労働大学校の施設が令和10年度以降に順次法定耐用年数を迎えること等を踏まえ、中長期的に、施設の建て替えや大規模修繕等必要な対応をとることを視野に入れて、令和7年度に、躯体の劣化状況の調査並びに施設の建て替えや大規模修繕等に要する費用及びそれらの維持管理に要する費用等の試算を行う。長期的に、研修の効果を損なうことなく、費用面で効率的な研修を実施するために必要である。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	①厚生労働省におけるエビデンスに基づいた政策立案の支援をすることや、②最前線で、労働者の安全衛生の確保のための事業主への指導等を行う労働基準監督署の職員の研修を充実させること、③当該行政職員の能力向上のための研修施設を確保することは、いずれも労働行政の効果的で適正な運営の根幹をなすものであり、もって、労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業である。		
事業全体の 経費削減内容	一般管理費については、中期目標に基づいて、5年間で15%以上の削減を求められている中、消耗品の購入や施設設備の修繕を必要最小限に留めるなどの節約をして、組織運営を行っている。 また、令和7年度においては、施設整備を要求しないこととしている。		
期待される 施策効果	<p>①政策立案や政策の効果検証の精緻化</p> <p>②労働基準監督署の職員による、安全衛生を確保するための指導等の質の維持、向上</p> <p>③当該職員の長期的な研修環境の維持、適正化</p>		
その他特記事項	—		

独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）について

法人の概要

■ 目的

内外の労働に関する事情及び労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した労働行政担当職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案・推進に寄与する。

■ 設立年次：平成15年10月

※ 日本労働研究機構（特殊法人）及び労働研修所（厚生労働省の施設等機関）を整理・統合して発足

■ 所在地：法人本部・労働政策研究所：東京都練馬区上石神井 ：労働大学校：埼玉県朝霞市

■ 理事長：藤村博之（法政大学名誉教授）

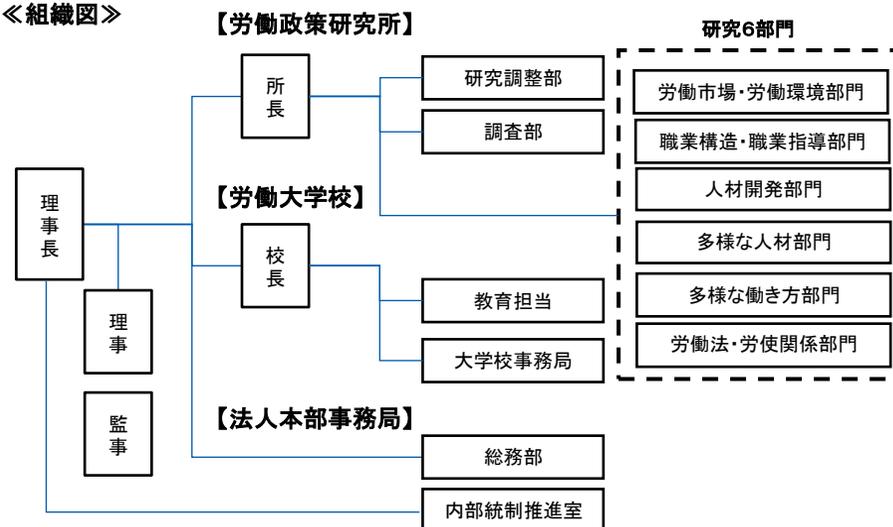
■ 役員：5人（理事長、理事2、監事2（うち1は非常勤））

■ 職員：100人（令和6年4月2日）

■ 予算額：約25.1億円

（一般：約4.1億円、労災：約1.4億円、雇用：約19.1億円、自己財源：約0.5億円）（令和6年度予算額）

《組織図》



業務の概要

■ 労働政策の総合的な調査研究

- ・ 労働行政分野（雇用、労働条件、雇用環境・均等、人材育成、労使関係等）の政策課題について、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案に貢献。
- ※ 厚生労働省や労使との意見交換を通じて把握した政策課題、政策ニーズを踏まえ、学術レベル、信頼性・中立性を確保した上で、労働政策の企画・立案に貢献する調査研究を行っている。
- ※ 中長期的な労働政策の課題に対応したテーマ設定に基づく「プロジェクト研究」、厚生労働省からの要請に基づく「課題研究」（年度毎）、「緊急調査」（四半期毎）、内外の労働情報の収集等を実施。
- ※ 2020年以降、「新型コロナウイルス感染症の雇用・就業への影響」について継続的に調査研究に取り組み、政府の新型コロナに係る雇用対策の企画・立案等に貢献。ウィズコロナの局面においても企業や個人の行動・意識にもたらした変化を継続的に把握・発信。

■ 労働行政職員研修

- ・ **ハローワーク、労働基準監督署等の第一線の労働行政機関の職員を対象に、正課（一般研修・専門研修・管理監督者研修）、課外講座を実施。**
 - ※ 令和5年度は、研修コース数92コース、6,789名の受講者を対象に実施するほか、労働行政職員であれば誰でも受講できる「オンライン公開講座」を実施。
 - ※ 労働政策研究を実施する機構が研修を実施することで、研究成果の研修への反映や、研修を通じて把握した現場の問題意識の研究への反映を図っている。

		N O . 13	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		A	43
事業名	雇用労働相談センター設置事業（北海道センター（仮称）含む8センターの設置） （個票番号43 雇用労働相談センター設置・運営経費）	令和6年度 予算額 296,907(千円)	令和7年度 予算要求額 322,149(千円)
担当係	労働関係法課		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間団体		
令和6年度の 事業概要	<p>国家戦略特別区域（以下「特区」という。）に雇用労働相談センター（以下「センター」という。）を設置し、主として以下の事業を行う。</p> <p>なお、センターは、国家戦略特別区域法第8条の規定に基づき各特区が作成する区域計画において、センターの設置が定められ、内閣総理大臣により認定された場合に設置されるものである。</p> <p>（1）雇用労働相談員（社会保険労務士等）による電話相談、窓口相談等の対応 （2）弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応 （3）個別訪問指導 （4）セミナーの開催</p>		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	令和6年4月1日現在、7特区内（福岡市・北九州市、関西圏、東京圏、新潟市、愛知県、仙台市及び広島県・今治市）にセンターを設置しているものであるが、令和7年度において北海道にセンターを新設することとしたい。		
事業の必要性	<p>国家戦略特別区域法第37条の規定に基づき、特区において、新規開業直後の企業、グローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、個別労働関係紛争を未然に防止すること等によって、事業展開することが容易となるよう、センターを設置し、弁護士等による雇用労働に関する法律相談等、事業主等に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものである。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	本事業は、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等に資するものであることから、社会復帰促進等事業として実施する必要がある。		
事業全体の 経費削減内容	事業拡充のため、事業全体としては増額となっているが、既存センター設置に係る費用については、執行実績等を踏まえ所要額を精査し、減額要求を行った。		
期待される 施策効果	北海道における新規開業直後の企業、グローバル企業等に対して相談等の援助を行うことで区域内の個別労働関係紛争を未然に防止し、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害防止等に資することが期待される。		
その他特記事項	—		

雇用労働相談センターの設置、運営事業

令和7年度概算要求額 6.4億円（5.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

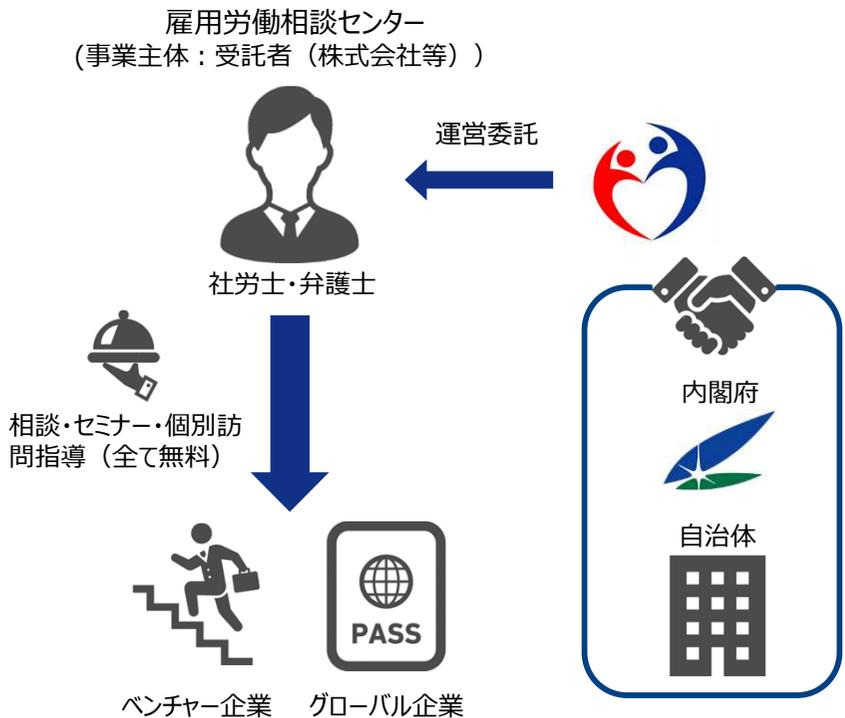
労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
1/2	1/2		

1 事業の目的

- ◆ 国家戦略特別区域法及び内閣府・自治体等が策定する国家戦略特別区域計画に基づき全国7か所（※）（令和6年4月時点）に雇用労働相談センターを設置する。厚生労働省の委託事業として内閣府及び地方公共団体と連携して事業運営を行う。
- ◆ 新規開業直後の企業、グローバル企業等及びその労働者を対象として、個別労働関係紛争の未然防止により、円滑な事業展開を図るため、各種サービスを提供する。 ※北海道（令和7年度中に新設）、仙台市、東京圏、新潟市、愛知県、関西圏、広島県・今治市、福岡市・北九州市

2 事業の概要・スキーム・実施主体

(1) 相談員による電話相談、窓口相談等の対応	日本の雇用ルール等に関する情報提供、一般的な相談に対応
(2) 相談員による個別訪問指導	事業主の要望に応じ、企業の実態に即した適切な労務管理に係る個別訪問指導を実施
(3) 弁護士による高度な専門性を要する個別相談対応	労務管理や労働契約が雇用ルールに沿ったものとなっているか等の個別具体的な相談に対応
(4) セミナーの開催	労働関係法令・労務管理の実務についての知識習得及び労働関係の裁判例を分析・類型化した雇用指針を活用した雇用ルールの明確化を促すことを目的としたセミナーを開催



		N.O. 14	
		令和5年度事業評価	令和6年度事業番号
		—	—
事業名	フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業 (新規事業)	令和6年度 予算額	令和7年度 予算要求額
		—	22,178(千円)
担当係	雇用環境・均等局在宅労働課フリーランス就業環境整備室		
事業の別	安全衛生確保等事業（労働者災害補償保険法第29条第1項第3号）		
実施主体	民間事業者等（委託事業）		
令和6年度の 事業概要	—		
令和7年度から 新たに 実施したい内容	フリーランスからの取引上のトラブルなどについての相談（ハラスメントや業務上の負傷を含む）に対応することにより、フリーランスとして働く方が安心して働ける環境整備を図る。		
事業の必要性	<p>本事業は、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁と連携し、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んでいる。本事業については、令和6年11月に施行される「特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下、「同法」とする。）の第21条において、「国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、特定受託事業者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、加えて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案に対する附帯決議（令和5年4月27日参議院内閣委員会）において「十一（略）また、特定受託事業者を対象とし、和解あっせん機能を有するフリーランス・トラブル110番において適切な相談対応を図ること。」とされており、国が行う特定受託事業者（フリーランス）からの相談対応の中核的な役割を担っている。</p> <p>今後も法施行により、フリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う必要がある。</p>		
社会復帰促進等 事業で実施する 必要性	<p>労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第22号）が令和6年1月に公布され、「特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（令和6年法律第25号。以下「同法」とする。）」に規定する特定受託事業者が、業務委託事業者から業務委託を受けて行う事業（特定フリーランス事業）について、同法が施行される令和6年11月1日より、新たに労災保険の特別加入制度の対象事業となる。</p> <p>こうした中、本事業は、ハラスメントや業務上の負傷等に関するフリーランスからの相談対応を行うものであり、労災保険の特別加入の対象者であるフリーランスの安全衛生確保に資するものである。また、本事業では労働者性に関する相談にも対応しており、当該事業の利用を通じて労働者として安全衛生の保護等を受けることも想定されるところであり、これらのことから、本事業については社会復帰促進等事業で実施する必要がある。</p>		
事業全体の 経費削減内容	—		
期待される 施策効果	本事業を通じて、労災保険の特別加入者も含めたフリーランスや労働者の安全衛生確保に寄与することが期待される。		
その他特記事項	—		

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業

雇用環境・均等局
在宅労働課フリーランス就業環境整備室
(内線4509)

令和7年度概算要求額 **67**百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

※ 中小企業庁・公正取引委員会の予算措置額を含む事業総額

令和7年度概算要求額 2.0億円 (2.0億円)

労働保険特別会計			子子特会	一般 会計
労災	雇用	徴収	育休	
約1/3				約2/3

1 事業の目的

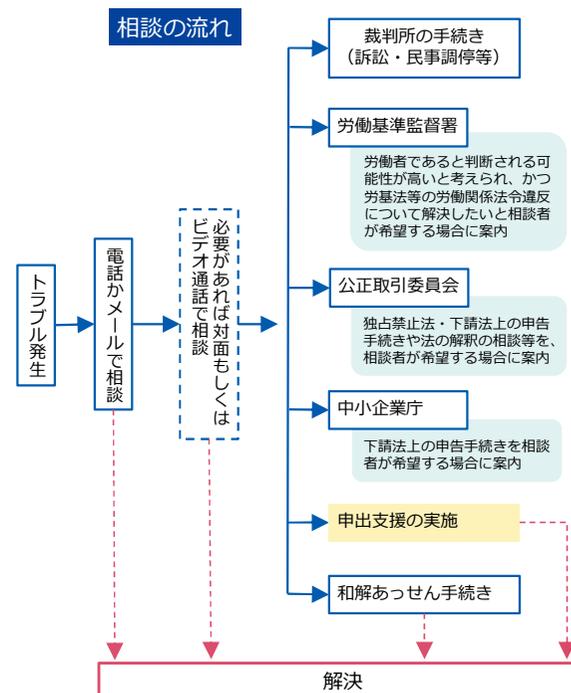
- フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、厚生労働省では、「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、関係省庁と連携し、フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルについて弁護士にワンストップで相談できる窓口である「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和6年11月に施行され、今後もフリーランスからの相談が増加することが見込まれることから、相談窓口の体制整備やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な相談対応や紛争解決の援助を行う。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスと発注事業者等との取引上のトラブルなどについてフリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口(フリーランス・トラブル110番)の設置、運営

- 弁護士による電話・メール・対面・Web相談の対応
- 和解あっせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す手続きである和解あっせんの実施
- フリーランス・事業者間取引適正化等法違反の疑いがあるとして行政機関への申出を検討しているフリーランスに対し、申出対象となる事案か否かの助言などの申出支援の実施



フリーランス・個人事業主の方へ!
(スタイリスト・習い事講師・データ入力・フォトグラファー・エンジニアなど)

弁護士に無料相談できます!

フリーランス・トラブル110番

こんなトラブルで悩んでいませんか?

- あいまいな契約**
報酬が明記されない状態で作業実行、口頭でのやり取りばかりで契約書がない、修正の繰り返しで作業が完了しない。
- ハラスメント**
精神的な攻撃や契約にない作業の追加、一方的な契約の解除などのハラスメント行為。
- 報酬の未払い**
報酬の未払いや一方的な減額、報酬相場の引き伸ばし、納品後のクライアント会社の倒産、多額未払。

弁護士による和解あっせん手続きでワンストップで解決することができます!
☑️ 弁護士が対応 ☑️ 秘密厳守 ☑️ 匿名相談可 ☑️ 対面・Web相談可 ☑️ 和解あっせん手続き費用無料

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします!

3 実施主体

民間事業者等 (委託事業)

4 事業実績

- 令和5年度相談件数: 8,986件
- 和解あっせん受付件数: 207件